

兵庫県公報

平成25年 1月11日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（能力開発課）	1
○ 兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則（同）	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（規則第1号）
兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例のうち、ものづくり体験館に係る規定の施行期日を平成25年1月15日とすることとした。
- 兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第2号）
兵庫県立ものづくり大学校のものづくり体験館の管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項等について定めることとした。

規 則

兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第1号

兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例（平成23年兵庫県条例第16号）附則第1項ただし書に規定する規則で定める日は、平成25年1月15日とする。



兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年1月11日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第2号

兵庫県立ものづくり大学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立ものづくり大学校管理規則（平成23年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「大学校の長」を「大学校長」に改め、同条を第10条とする。

第5条を第9条とし、第2条から第4条までを4条ずつ繰り下げる。

第1条の次に次の4条を加える。

（休館日）

第2条 大学校のものづくり体験館（以下「体験館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のうち大学校の長（以下「大学校長」という。）が定める日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 大学校長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 体験館の開館時間は、9時から17時までとする。ただし、大学校長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 体験館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙又は所定の場所以外における火気の使用をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (6) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、体験館の管理上必要な指示に従うこと。

(入館の拒否等)

第5条 大学校長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、体験館の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
 - (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者
- 別表中「(第5条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月15日から施行する。